

## 様式 2 の作成に係る作成要領

**【配布対象】**

以下に示す者のうち、拡大版・点字訳版の副教材の配布が必要である者

- ・ 令和 2 年 4 月に新たに高等学校の第 1 学年の生徒となる者
- ・ 令和 2 年 4 月に新たに中等教育学校後期課程の第 1 年次の生徒となる者
- ・ 令和 2 年 4 月に特別支援学校高等部の第 1 学年の生徒となる者
- ・ その他、令和 2 年 4 月に高等学校等へ編入学する者

**【予備冊子の配布について】****(教育委員会等への配布)**

所管・担当する学校において、必要な数を見通しきれない場合などに備え、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会及び都道府県私立学校事務担当課に対し、予備の冊子を配布する。

予備として配布する冊子の送付先や部数等に関する一切の情報は、文部科学省において一覧表に記載するので、各機関において一覧表に記載する必要はない。

なお、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校事務担当課分の予備の冊子については、一括して都道府県教育委員会宛てに送付するので、送付の際にお知らせする部数に応じて分配すること。

**(配布対象学校への配布)**

拡大版・点字訳版の副教材の配布を希望した学校に対し、教員が指導する際などに利用するものを含む、予備の冊子を配布する。

なお、予備として配布する冊子の部数については、文部科学省において決定し一覧表に記載するので、各機関において一覧表に記載する必要はない。

※教育委員会等に対する予備の冊子の配布に関する情報は、文部科学省において一覧表に記載するので、所管・担当する学校において拡大版・点字訳版の副教材の配布希望がない機関においては、様式 2 の提出は必要ない。

**【「私たちが拓く日本の未来」活用のための指導資料の拡大版・点字訳版について】**

「私たちが拓く日本の未来」活用のための指導資料について、拡大版・点字訳版の冊子の配布は行わない。ホームページに印刷用データを掲載しているので、必要に応じ、このデータも活用し指導に当たっていただきたい。

**1 様式 2 の作成方法について**

- (1) 貴課において所管・担当する学校のうち、拡大版・点字訳版の配布を希望する学校分を取りまとめの上、提出すること。
- (2) 拡大版・点字訳版の配布希望のない学校については、記入の必要はない。
- (3) 市区町村（指定都市を除く）立の高等学校等分については、当該市区町村が存在する都道府県において取りまとめの上、提出すること。

## 2 様式2の記入について

- (1) 都道府県市番号や機関名等の必要事項を忘れずに記入すること。
- (2) 様式の各列には項目名に従い、次のとおり記入すること。

列	項目	記入方法等
A	都道府県市番号	国立大学法人は、事務局本部が所在する都道府県市番号を使用。
B	設置者	「① 公」：公立学校 「② 私」：私立学校 「③ 国」：国立学校 「④ 株」：株式会社立学校
C	校種	「1 高」：高等学校 「2 中等」：中等教育学校 「3 特」：特別支援学校
D	郵便番号	7桁の郵便番号を半角数字（「-」（ハイフン）も半角とする）で記入。
F	送付先住所	都道府県から記入することとし、「#」等は用いない。地番は「1-2-3」のように半角数字で記入し、「1丁目2番地の3」のように記入しないこと。また、各町村に所在する学校について、住所に「〇〇郡」と郡名がある場合は必ず省略せずに記入。
I	送付先名称	送付先の名称（学校名等）を記入。その際、必ず〇〇県立△△高等学校、〇〇市立△△高等学校など正式な名称を記入すること。
M	拡大版 18pt	拡大版 18pt を必要とする生徒数を記入。
N	拡大版 22pt	拡大版 22pt を必要とする生徒数を記入。
O	拡大版 26pt	拡大版 26pt を必要とする生徒数を記入。
P	点字訳版	点字訳版を必要とする生徒数を記入。
Q	合計	拡大版・点字訳版を必要とする生徒の合計が自動計算されるため、入力不要。
R	電話番号	半角数字で（「-」（ハイフン）も半角とする）市外局番から記入すること。

- (4) 外字は使用しないこと。代替可能な文字がない場合は、平仮名等で記入すること。
- (5) 様式に入力されている数式や入力規則等は絶対に変更しないこと。

## 3 必要部数等一覧の提出先

- (1) 次に示す宛先に電子メールの添付ファイルとして送信すること。

電子メールアドレス kyoiku@mext.go.jp

- (2) 提出の際、様式ファイルの名称及び電子メールの件名は次のとおりとすること。

（都道府県市番号）配布対象生徒数調査【様式2】\_〇〇県(市)公立（△△県私立等）

【例】「1 配布対象生徒数調査【様式2】\_北海道公立」

## 4 副教材（拡大版・点字訳版）の配送について

様式に記載のある学校等に対して、令和2年5月頃までに配送する（予定）。

なお、拡大版・点字訳版の副教材の印刷用データは、完成し次第、文部科学省ホームページ等に掲載し、その旨をお知らせする予定である。各学校においては、必要に応じ、これらのデータも活用し指導に当たっていただきたい。

## 5 副教材（拡大版・点字訳版）の不足が生じた場合の対応

配送後に、副教材の過不足が生じた場合には、設置者ごとに学校間で調整を図ることとし、学校間での調整が難しい場合には、貴課へ送付している部数で対応すること。貴課において、調整が困難になった場合は、同一都道府県内の他の設置者と相談の上で調整を図ること。それでも調整が困難な場合は、文部科学省に連絡すること。